

再意見書

平成25年9月24日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 698-0024

住所 しまねけんますだしえきまちちょう 島根県益田市駅前町 17-1 EAGAA201

氏名 かぶしがいしゃあつとあい 株式会社アットアイ

だいひょうとりしまりやく よこた ひろと
代表取締役 横田 洋人

電話番号 0856-25-7477

電子メールアドレス info@i.at-i.jp

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、再意見提出の機会をいただきありがとうございます。

本件につきまして、以下の通り当社の考え方を申し述べますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者 株式会社アットアイ

NTT 西日本殿においては、「NTT 西日本のサービスを以前ご利用いただいていたお客さまに、特別なご案内です。」という書き出しで始まる営業用パンフレット（別添資料、参照）を送付している、という状況がございます。固定通信のドミナント事業者が、過去の契約情報を活用したこのような営業活動を行う事は、「独占的な立場で得た実績を利用した不適切な営業行為」であり、著しく公正競争を阻害していると考えます。

また、NTT の代理店を名乗る悪質な業者などがあり、利用者が意図しない内容で契約締結に至った上、解約を拒否される（実質的には高い解約金を請求される）という話を耳にします。その他、他の電気通信事業者の代理店を名乗る業者においても悪質な営業を繰り返している例も把握しております。

残念ながら、これまでのスキームによる再三のレビューにも関わらず、こうした不適切な事例が繰り返し発生している事から、今後は、これまでとは違った枠組み（例えば、公正取引委員会や消費者庁に積極的に関与いただくなど）を構築し、抜本的な解決を図る必要があると考えます。

そもそも、「光の道」構想で目指した「2015 年頃までに、全世帯でのブロードバンドの利用」という目標は、過当競争による不適切な営業により成すものではなく、公正な競争環境の中から生まれる各事業者の多様サービスにより実現されるべきものであると考えます。

その環境を実現する為の設備の扱いに関する考え方としては、意見募集の際に声の上がっていた、「第一種指定電気通信設備の指定対象の維持、ネガティブリスト方式の維持、ONU の開放、コロケーション・DF 等リソース不足の計画的解消」などが必要であり、更に 2015 年を見据えると、設備の利用に前向きな事業者の要望を基にした早急なルールの整備が必要と考えます。

